

「ASNITE 標準物質生産者フレキシブルスコープ認定区分一覧」の制定について

ご意見	回答															
<p>以下の、「認定対象標準物質」(化合物と標準液)の表記に統一感がないように見受けられます。</p> <table border="1" data-bbox="129 352 1061 580"> <thead> <tr> <th>認定対象標準物質</th> <th>値付け技術</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機化合物(単一成分)</td> <td rowspan="2">核磁気共鳴法 (¹H)</td> </tr> <tr> <td>有機標準液(単一成分、NMR 用溶媒溶液に限る)</td> </tr> <tr> <td>含フッ素有機化合物、標準液(単一成分)</td> <td>核磁気共鳴法 (¹⁹F)</td> </tr> </tbody> </table>	認定対象標準物質	値付け技術	有機化合物(単一成分)	核磁気共鳴法 (¹ H)	有機標準液(単一成分、NMR 用溶媒溶液に限る)	含フッ素有機化合物、標準液(単一成分)	核磁気共鳴法 (¹⁹ F)	<p>ご意見ありがとうございます。 ご指摘通りですので、以下のとおり修正致します。</p> <table border="1" data-bbox="1108 352 1906 667"> <thead> <tr> <th>認定対象標準物質</th> <th>値付け技術</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機化合物(単一成分)</td> <td rowspan="2">核磁気共鳴法 (¹H)</td> </tr> <tr> <td>有機標準液(単一成分、NMR 用溶媒溶液に限る)</td> </tr> <tr> <td>含フッ素有機化合物(単一成分)</td> <td rowspan="2">核磁気共鳴法 (¹⁹F)</td> </tr> <tr> <td>含フッ素有機標準液(単一成分)</td> </tr> </tbody> </table>	認定対象標準物質	値付け技術	有機化合物(単一成分)	核磁気共鳴法 (¹ H)	有機標準液(単一成分、NMR 用溶媒溶液に限る)	含フッ素有機化合物(単一成分)	核磁気共鳴法 (¹⁹ F)	含フッ素有機標準液(単一成分)
認定対象標準物質	値付け技術															
有機化合物(単一成分)	核磁気共鳴法 (¹ H)															
有機標準液(単一成分、NMR 用溶媒溶液に限る)																
含フッ素有機化合物、標準液(単一成分)	核磁気共鳴法 (¹⁹ F)															
認定対象標準物質	値付け技術															
有機化合物(単一成分)	核磁気共鳴法 (¹ H)															
有機標準液(単一成分、NMR 用溶媒溶液に限る)																
含フッ素有機化合物(単一成分)	核磁気共鳴法 (¹⁹ F)															
含フッ素有機標準液(単一成分)																
<p>以下のような修正をご検討ください。 (同一液性、同一目的、原則の追記、順次の削除)</p> <p>該当箇所： 金属標準液(単一成分)のうち、<u>同一成分、同一液性、同一目的</u>の JCSS 標準液が供給されている場合、<u>原則</u>、JCSS においても標準物質生産者認定を受けていることを認定の条件とする。なお、先に ASNITE で認定取得後、後に JCSS の対象となったものについては、<u>順次</u>、「JCRP22 JCSS 登録及び認定の取得と維持のための手引き」に定める変更届又は認定申請書により追加しなければならない。</p> <p>理由： ASNITE 認定の金属標準液(単一成分)と JCSS 標準液では、原料物質、液性が異なる場合は、その場合は、JCSS 標準液で使用する原料の選定から行う必要がある為、速やかに対応が出来ないと思われます。また、認定機関が事業者認定を強制している文言と思われます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ASNITE 認定プログラムは、国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化など政策的・社会的ニーズがあると判断され、JCSS 等、他の認定プログラムで対応できない場合、認定申請対象となります。よって、JCSS において認定対象となっている標準物質は、ASNITE 認定プログラムのもと認定対象とすることができません。</p> <p>しかしながら、ご指摘頂いたとおり、標準物質の使用用途により、液性等が異なるため JCSS の対象とはなり得ないケースも想定されます。</p> <p>今回、新たに制定予定の「ASNITE 標準物質生産者フレキシブルスコープ認定区分一覧」(以下、「一覧」という)に、新たな区分(分野+認定対象標準物質+値付け技術)を設定する場合、都度、フレキシブルスコープ認定の申請者、当認定センターが設置する「標準物質生産者技術委員会」等によるご意見を考慮した上で、新たな認定区分を追加する手順となっております。既存の認定区分を見直す場合も同様の手順によります。</p> <p>よって、頂いたご意見に関しましては、今後、一覧に、新たな区分を追加する際、又は既存の区分を見直す際の検討材料とさせていただきます。</p>															